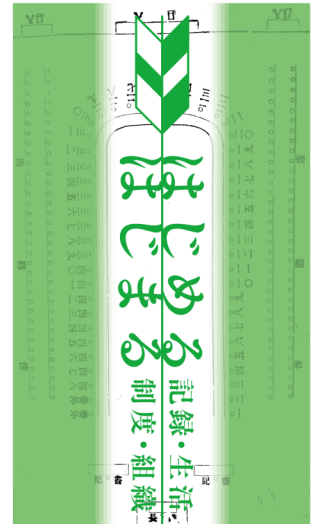


猷之進様御養子一件（毛利家文庫4忠正公13）



⇒ 13

制度 ⑥

「殿様」と呼ばれはじめる（2）

《「若殿様」の場合》

将来の藩主となる子の事例を、実子と養子のケースでそれぞれ見てみましょう。

まずは実子の事例に、9代斉房を取りあげます。彼の幼名は義次郎(義二郎)と言いました。父は8代治親、生母は側室の小泉氏です。

治親は正室との間には男子が恵まれなかったことから、義次郎を正室の「御養」とすることになりました。「御養」とは、正室出生の子同様の立場とすることです。

天明4年(1784)4月7日、義次郎を正室の「御養」として嫡子としたいことにつき、萩藩は幕府に対してその許可を求めたところ、翌日、幕府からそれを認可する旨回答がもたらされました。すると萩藩では、それまで「義次郎様」と呼んでいた彼を「若殿様」と呼ぶようになりました。

斉房は正室への「御養」願いを出しましたが、治親の実子であることに変わりはありません。

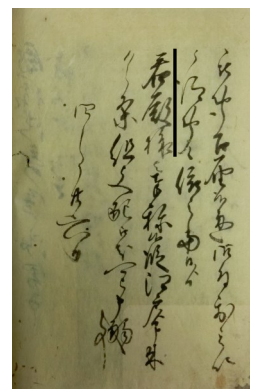
そこで、養子の事例を13代慶親(敬親)で見ることにします。

天保7年(1836)、萩藩では9月に11代斉元が、12月には12代斉広(なりとう)が相次いで死去します(隠居していた10代斉熙も5月に死去)。特に斉広は藩主となって1ヶ月も経たずに亡くなってしまいました(12月29日)。このままでは跡継ぎ不在を理由に、減封や御家断絶も危惧される事態ことから、その死は伏されることになりました。

跡継ぎについては、斉元の子である猷之進を立てることとなり、手続きに入ります。

萩にいた猷之進は翌天保8年3月2日に江戸に到着します。同月5日には早くも斉広(表向きは病氣療養中)の養子とした旨幕府に届け出を行いました。幕府は8日、それを了承する旨回答しました。

すると藩内には、この時をもって「猷之進様」は「松平猷之進様」と申し上げるこ



義次郎様(斉房公)御嫡子成御届一件之記 (毛利家文庫46吉凶152)

本文にある義次郎(斉房)の記録です。この前に、義次郎を御前様(正室)の養子とした上嫡子としたい旨届け出たとあります。そしてこの部分で、それが了承されたことから、義次郎を「若殿様」と呼ぶように、とあります(傍線部)。

そして彼を「若殿様」と称するよう指示が出されました。「松平」は、藩主とその跡継ぎにのみ名乗ることが許されるもので、これにより、内外ともに猷之進は齊広の後継者となったわけです。

なお、齊広の死は3月15日に公表され、萩の大照院に葬られました。

《「殿様」呼称の終焉》

江戸時代を通して萩藩主は「殿様」と呼ばれ、明治維新以後も、毛利家の当主は「殿様」と内々では呼ばれ続けていました。

時に明治10年(1877)11月5日、これ以降、当主の毛利元徳に対して「殿様」と呼ぶのをやめて、以後、口頭では「従三位様」、書面では「従三位殿」と称するよう指示が出されました(下の写真)。「従三位」は元徳の位階に由来するものです。そのため、昇進すれば「従二位様」や「従二位殿」のように変化します。

このタイミングでの呼称変更の事情は今のところ詳らかにできませんが、明治維新後、10年にわたって毛利家当主を「殿様」と呼び続けていたことは興味深いことです。

